平成２２年（フ）第１７０９号
大阪市住吉区南住吉２丁目17番８号
債務者　岡本　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９４号
大阪市平野区瓜破１丁目９番10号　クローバーハイツ101号
債務者　齋藤　祐一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９５号
大阪市平野区瓜破１丁目９番10号　クローバーハイツ101号
債務者　齋藤　エリ
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０４号
大阪市淀川区木川西３丁目４番５号　ハイツひの205号
債務者　高本　秀雄
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２３号
大阪市西区千代崎１丁目17番８号　富岡ビル202
債務者　松木　鶴子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２７号
大阪府豊中市東豊中町６丁目９番18―1201号
債務者　杉浦貴代美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３３号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ10―601号
債務者　谷口　弘次
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３４号
大阪府豊能郡豊能町川尻615番地
債務者　針口佐知子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１号
大阪府泉大津市豊中町３丁目11番19号
債務者　和氣　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
大阪府泉大津市綾井18番地の１サントピア綾園405号、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目８番25号ハイムアーバニティ105
債務者　坂口　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
大阪府泉佐野市泉ケ丘３丁目17番７号
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
大阪府岸和田市土生町2108番地の26
債務者　原武　真美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
大阪府岸和田市中井町２丁目４番40号
債務者　武村　善一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番２―409号
債務者　岩本　一世
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
大阪府泉南市樽井９丁目３番３―607号
債務者　加藤　由美（旧姓平松・田中）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
大阪府貝塚市王子892番地２棟204号
債務者　深澤　富男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
大阪府岸和田市中井町２丁目４番40号
債務者　武村　絹代
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係